



井戸水の検査をしましょう

不衛生な井戸水を飲用すると、健康を損なうことがあります。

次の4点に注意し、井戸水の安全確保に努めてください。

1、施設は清潔にしましょう

井戸の施設とその周辺は定期的に点検・清掃を行い、いつも清潔な状態を保つとともに、井戸の周囲に排水溝を作らないなど、汚水が土に染み込まない対策をしましょう。

特に、動物のふん尿には注意しましょう。

2、水質検査で

安全確認をしましょう

○ 新しく井戸を掘った場合の注意点

使用前に水質検査を行い、水質に問題がないことを確認しましょう。

○ 普段使う際の注意点

・「色、にごり、におい、味」に異常がないか、毎日確認しましょう。
・1年に1回、水質検査をしましょう。

(県内の検査機関 下記)

次の10項目(①～⑩)が検査項目です。

①一般細菌②大腸菌③硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素④塩化物

イオン⑤有機物⑥pH値⑦味⑧臭気⑨色度⑩濁度

①及び②… 川の水や土の中

などに広く分布。検出された場合、食中毒の原因となる病原微生物が含まれる可能性があります。

③… 肥料や人畜のふん尿から

地下水に混入する。乳幼児や老人に貧酸素症を引き起こす場合があります。

④から⑩… 値が基準値を超

えたり、平常時から大きく変動した場合は、何らかの水質異常が考えられます。

○ 有機塩素化合物などの有害

物質のうち、周辺の状況などから判断して必要な項目についても適宜検査を受けましょう。

3、井戸水が

汚染されたときは

○ 水質検査の結果、井戸水の汚染が明らかになったときは、直ちに使用を止めて、その水を飲まないようにしましょう。

○ 町役場又は保健所へ連絡してください。

○ 汚染の原因を取り除いた後、水質検査を実施して安全を確認してから使用してください。

○ 松前町の水道は、井戸水と

比べると、いつでも安全な水を配ることができるよう管理されています。頻繁に不適合となる井戸についてはもとより、今は水質の良い井戸であっても、将来、汚染される恐れもありますので、水道への切替えを検討されることをお勧めします。

4、衛生管理、水質検査

の問い合わせ

○ 飲用井戸水の衛生管理などは、保健所に相談してください。

○ 水質検査は、公的機関並び

に厚生労働大臣の登録を受けた次の検査機関でできます。
松山保健所
松山市北持田町132
☎941-1111

県立衛生環境研究所

松山市三番町8丁目234
☎931-8757

(財)愛媛県総合保健協会

松山市味酒町1丁目10-5
☎987-8206

(注)検査費用などは、各検査

機関にお問い合わせください。

ごみ減量化ポスターの 受賞作品紹介



▶松前小学校4年 惠原彩華さん



▶松前小学校6年 荻山春奈さん



▶松前小学校6年 灘野みなみさん

11月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かび びん ペット ボトル	類 プラスチック	紙ごみ	金属類	粗大ごみ	古着・ 古布類
平成16年	47kg	5kg	4kg	2kg	9kg	1kg	—	—
平成17年	42kg	5kg	3kg	2kg	5kg	1kg	1kg	1kg
増減	△5kg	0kg	△1kg	0kg	△4kg	0kg	1kg	1kg

(11月末現在 12,212世帯 31,513人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

注意

8月から粗大ごみの戸別収集が始まっています。
ごみ置場へは粗大ごみを出すことはできませんので注意してください。

問い合わせ

役場生活環境課 ☎985-4117